

重要なお知らせ

令和7年4月1日

口座の売買・譲渡は「犯罪」です

近年、銀行口座やその他金融口座の売買・譲渡行為が問題視されております。これらの行為は法律により厳しく禁止されており、犯罪に該当する場合があります。

口座の売買・譲渡や口座が不正に利用されていることが判明した場合は、通知なく口座の利用を停止または解約させていただきます。また、今後の当金庫とのお取引をお断りする場合もございますので、あらかじめ、ご了承くださいますようお願いいたします。

↓ 正当な理由なく下記の行為を行った場合は罪に問われる可能性があります。 ↓

1. 自分や他人名義の通帳・キャッシュカードを譲り渡す行為もしくは譲り受ける行為	犯罪収益移転防止法違反 1年以下の懲役または 100万円以下の罰金
2. インターネットバンキングのログインID・パスワードの情報を譲り渡す行為もしくは譲り受ける行為	
3. 他人に売却・譲り渡す目的で口座を開設する行為	詐欺罪 10年以下の懲役
4. 他人・架空名義の口座を開設する行為	
5. 他人名義の口座からATM等で現金を引き出す行為	窃盗罪 10年以下の懲役または 50万円以下の罰金

お客様が使わなくなった口座を放置すると、不正利用の対象となる場合があります。このようなリスクを防ぐためにも、ご利用されていない口座は速やかにご解約いただきますようお願いいたします。

以 上